

一宮町選挙管理委員会告示第一号

ポスター掲示場の設置場所の決定について

令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第一項に規定するポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十三日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏



投票区名	ポスター掲示場の設置場所
第一投票区	スーパーせんだう裏・一宮保育所跡地前・金沢輪業前・商工会館前・千葉銀行前・神門踏切北側・創作の里前
第二投票区	関宅横・旧県立一宮キャンプ場駐車場・綱田ライスセンター・東浪見駅前・東浪見小学校前・新熊消防機庫前・原集会所前・矢畑信号南側・船橋少年自然の家横
第三投票区	一宮駅東側ロータリー・片岡板金横・一宮町役場前・原地区三角広場前・東部土地改良区石碑前・愛国学園前・諏訪神社前・船頭給交差点・一宮海岸広場前
第四投票区	久我宅前・細田堰北側・柚木集会所前・内宿貯水槽前 旧九区の二集会所前・飯塚宅前・一宮中学校手前・本給自治センター前

一宮町選挙管理委員会告示第二号

登録の移替えの延期を定めることについて

令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十七条ただし書の規定により、本町の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和八年一月二十三日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

未



登録の移替えを延期する期間

令和八年一月二十四日から衆議院議員総選挙期日まで

一宮町選挙管理委員会告示第三号

在外投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について

令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第六十五条の十三第一項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、令和八年一月二十五日とする。

令和八年一月二十三日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

夫



一宮町選挙管理委員会告示第四号

不在者投票用紙等の郵送等開始日の決定について

令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十三条第一項及び第五十九条の四第四項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、令和八年一月二十五日とする。

令和八年一月二十三日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

未

